

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会
会員及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会の定款第18条に基づき会員及び会費について次の通り定める。

(会 員)

第2条 本会の会員は次の通りとする。

- 1, 普通会員 宇治田原町に在住し、本会の主旨目的に賛同し会費を納めた者
- 2, 特別会員 宇治田原町に在住し、本会の主旨目的に特に理解賛同し会費を納めた者
- 3, 賛助会員 上記の個人または宇治田原町内に事務所をおく法人等で本会の主旨目的に賛同し会費を納めた者

(会 費)

第3条 会費は次の通りとする。

普通会費	年間	1, 0 0 0 円
特別会費	年間	2, 0 0 0 円
賛助会費	年間	1 0, 0 0 0 円

(退 会)

第4条 会員は次の場合退会したものとする。

- 1 本人から申し出のあったとき
- 2 本人が転住、死亡または解散したとき

附 則

この規程は、昭和57年8月1日から実施する。

平成 4年4月1日 一部改定